

特別養護老人ホーム プレミア東松戸
短期入所生活介護
介護予防短期入所生活介護
重要事項説明書

<令和8（2026）年6月3日現在>

1. 設置者

法人の名称	社会福祉法人 白寿会
法人の所在地	東京都足立区扇1丁目3番地5号
代表者名	理事長 川 名 康氏
電話番号	03-3890-3333

2. ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホーム プレミア東松戸
事業の種類	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護
介護保険指定番号	1271207795
利用定数	10人
施設の所在地	千葉県松戸市紙敷297番2号
施設長名	加賀澤 大助
電話番号	047-712-1165
FAX番号	047-712-1160

3. ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	介護保険指定番号	利用定数
特別養護老人ホーム プレミア東松戸 (ユニット指定介護老人福祉施設)	1271207795	70人
特別養護老人ホーム東松戸 (多床室)	1271207803	30人
デイサービスセンター プレミア東松戸 (通所介護)	1271207787	30人
プレミア東松戸居宅介護支援事業所	1271207654	
プレミア東松戸訪問看護ステーション	1262491207	

4. 事業の目的と運営の方針

社会福祉法人 白寿会が開設する特別養護老人ホーム プレミア東松戸は、要介護状態にある高齢者に対し適切な短期入所生活介護を行うことを目的とします。

- 1 利用者が有する能力に応じて自律した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の機能維持、ならびに利用者家族の身体的・精神的負担を軽減するサービスを提供します。
- ② 家庭的な雰囲気有し、利用者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場にたった施設サービスを提供するように努めます。

- ③ 関係市区町村、地域の保険・医療・福祉サービス等との緊密な連携を図り、総合的なサービスを提供します。

5. 主な居室および設備の概要

居室および設備	数	居室および設備	数
ユニット（共同生活室）	1	浴室（一般浴・特殊浴）	6
		医 務 室	1
		エレベーター	2
個 室	10		

6. 主な職員の人数

職 種	常 勤	非 常 勤	員 数
施 設 長	1 人		1 人
生 活 相 談 員	1 人以上		1 人以上
介護支援専門員	1 人以上		1 人以上
介 護 職 員	36 人以上	22 人以上	58 人以上
看 護 職 員	1 人以上	3 人以上	4 人以上
嘱 託 医 師	1 人以上		1 人以上
機 能 訓 練 員	1 人以上		1 人以上
管 理 栄 養 士	1 人以上		1 人以上

*施設長は同一建物の特別養護老人ホームの施設長を兼務しております。

7. 主な職種の勤務体制

職 種	勤 務 形 態
介護職員	早 勤 7:00～16:00 遅 勤 12:30～21:30 日 勤 (A) 8:00～17:00 夜勤Ⅰ 16:30～ 9:30 (B) 8:30～17:30 夜勤Ⅱ 21:30～ 7:30
看護職員	早 勤 7:30～16:30 遅 勤 10:00～19:00 日 勤 8:30～17:30 (9:00～18:00) 日勤帯以外については、交代で自宅待機を行い、緊急時に備えます。

8. ご利用の予約について

ご予約方法・・・ご利用の予約は、利用を希望される期間の2ヶ月前から受け付けております。ただし、担当介護支援専門員よりの受付となります。ご家族からの受付はできませんのでご了承下さい。

9. 施設サービスの概要

(1) サービス利用料金（夜勤職員配置加算Ⅱ・機能訓練体制加算・サービス提供体制強化加算Ⅱ・

介護処遇改善加算Ⅰ 14.0%含む 単位数別紙参照。

※要支援1、2の方は夜勤職員配置加算Ⅱが対象外)

		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用料金		6,723 円	8,250 円	9,048 円	9,866 円	10,768 円	11,622 円	12,452 円
介護保険 給付金額	1 割	6,051 円	7,425 円	8,144 円	8,879 円	9,691 円	10,460 円	11,207 円
	2 割	5,379 円	6,600 円	7,239 円	7,893 円	8,614 円	9,298 円	9,961 円
	3 割	4,706 円	5,775 円	6,334 円	6,906 円	7,538 円	8,136 円	8,716 円
自己負担分	1 割	672 円	825 円	905 円	987 円	1,077 円	1,162 円	1,245 円
	2 割	1,345 円	1,650 円	1,810 円	1,973 円	2,154 円	2,324 円	2,490 円
	3 割	2,017 円	2,475 円	2,715 円	2,960 円	3,230 円	3,487 円	3,736 円

基本料金表（1日あたり）

地域区分 5級地 10.55

		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
居住費		2,800 円	2,800 円	2,800 円	2,800 円	2,800 円	2,800 円	2,800 円
食 費		1,800 円	1,800 円	1,800 円	1,800 円	1,800 円	1,800 円	1,800 円
自己負担合計 (日額)	1 割	5,272 円	5,425 円	5,505 円	5,587 円	5,677 円	5,762 円	5,845 円
	2 割	5,945 円	6,250 円	6,410 円	6,573 円	6,754 円	6,924 円	7,090 円
	3 割	6,617 円	7,075 円	7,315 円	7,560 円	7,830 円	8,087 円	8,336 円

4段階サービス利用料金（1日あたり）

		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
居住費		1,370 円	1,370 円	1,370 円	1,370 円	1,370 円	1,370 円	1,370 円
食 費		1,300 円	1,300 円	1,300 円	1,300 円	1,300 円	1,300 円	1,300 円
自己負担合計 (日額)	1 割	3,342 円	3,495 円	3,575 円	3,657 円	3,747 円	3,832 円	3,915 円

3段階②サービス利用料金（1日あたり）

3段階①サービス利用料金（1日あたり）

		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
居住費		1,370 円	1,370 円	1,370 円	1,370 円	1,370 円	1,370 円	1,370 円
食 費		1,000 円	1,000 円	1,000 円	1,000 円	1,000 円	1,000 円	1,000 円
自己負担合計 (日額)	1 割	3,042 円	3,195 円	3,275 円	3,357 円	3,447 円	3,532 円	3,615 円

2段階サービス利用料金（1日あたり）

		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
居住費		880 円	880 円	880 円	880 円	880 円	880 円	880 円
食 費		600 円	600 円	600 円	600 円	600 円	600 円	600 円
自己負担合計 (日額)	1 割	2,152 円	2,305 円	2,385 円	2,467 円	2,557 円	2,642 円	2,725 円

* 基本単位数

- ・ 要支援 1 5 2 9 単位
- ・ 要支援 2 6 5 6 単位
- ・ 要介護 1 7 0 4 単位
- ・ 要介護 2 7 7 2 単位
- ・ 要介護 3 8 4 7 単位
- ・ 要介護 4 9 1 8 単位
- ・ 要介護 5 9 8 7 単位

* 単位数計算により多少の端数分誤差が生じる場合がございます。

* 介護保険関係法令の改正等により給付額等に変更があった場合、変更された額に合わせて変更する場合は、事前にご説明し、ご承諾いただきます。

* 送迎を行われた場合は、片道 1 8 4 単位（左記単位に介護職員処遇改善加算 14.0% も加わりま

す）が施設サービス費に加算されます。

* その他、以下の加算が追加される場合がございます。

加 算 内 容	単位数／日	加 算 内 容	単位数／日
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	1 8／日	夜勤職員配置加算（Ⅳ）	2 0／日
機能訓練体制加算	1 2／日	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	1 0 0／月
個別機能訓練加算	5 6／日	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	2 0 0／月
看護体制加算（Ⅰ）	4／日	送 迎 加 算	1 8 4／回
看護体制加算（Ⅱ）	8／日	認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3／日
看護体制加算（Ⅲ）イ	1 2／日	認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4／日
看護体制加算（Ⅳ）イ	2 3／日	療 養 食 加 算	8／回
認知症行動心理症状緊急受入加算	2 0 0／日	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	2 2／日
若年性認知症利用者受入加算	1 2 0／日	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1 8／日
医 療 連 携 強 化 加 算	5 8／日	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6／日
緊急短期入所受入加算	9 0／日	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	毎月の所定単位 ×17.6%

長期利用者に対する短期入所生活介護	△30／日	生産性向上連携体制加算Ⅱ	10／月
-------------------	-------	--------------	------

(2) 介護給付サービス、介護予防給付サービス

① 食事の提供

管理栄養士が立てる献立表により、利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。（食材料費は給付対象外です）食事はできるだけ離床して居間にて召し上がっていただけるように配慮します。

<食事時間> 朝食 8:00～9:00 おやつ 15:00～15:30
昼食 12:00～13:00 夕食 17:30～18:30

<食費>

食費は提供分のみ請求させていただきます。

朝食：500円 昼食：650円 夕食：650円

② 日常生活の支援

排泄・・・ご自分でトイレの使用が難しい入所者の方々にはその状態に応じてトイレ誘導を行い、できる限りおむつを使用しないで日常生活が過ごせるように心掛けています。おむつを使用しなければならない方は、尿の量や皮膚の状態を考慮して各種おむつ、尿とりパットを併用します。

入浴・・・入浴は利用者の方の状態に応じて、一般浴（自力歩行または天井走行リフトによる一般的な浴槽での入浴）、又は機械浴（専用車椅子で入浴が可能な機械浴槽での入浴）で週2回、午前と午後どちらかで入浴いたします。入浴ができない方は清拭を行います。

更衣等・・・寝たきり防止のため、できる限り離床します。生活のリズムを考慮しながら、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう支援します。

生活相談・・・生活相談員に介護・介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

③ 機能訓練等

利用者の機能維持、日常生活動作の自立・改善を目的としています。機能訓練指導員により個人プログラムを作成し、より楽しく広がりのある生活を送っていただけるよう努めています。

④ 安全管理等

事業継続計画書に基づき、防災、避難訓練（年3回実施）等設備を含め安全面に常時配慮しています。そのうち年1回以上は夜間訓練又は夜間を想定した訓練とし、さらに昼間の災害を想定した訓練を実施いたします。

⑤ 健康管理について

短期生活入所介護利用日初日に簡単な健康チェックを行います。

⑥ 送迎について

身体状況等により、ご自分で来所が困難な方は、リフト付き送迎車等で入退所の送迎を行います。また、当施設の事業区域外の方の送迎も行っております。

(3) 介護保険給付外サービス及び利用料金

① テレビレンタル

御利用中に1日100円でテレビのレンタルができます。

② 理美容サービス

毎月2回、近隣の理美容室の出張による理美容サービスをご利用できます。ご希望の方はご相談下さい。費用は実費となります。

③ サークル活動、行事について

入所者の趣味や活動能力に応じて様々なサークルをご用意しています。これらの運営は職員をはじめボランティア、地域の方々の協力を得て行っています。

年間行事として、お花見や盆踊り、遠足、クリスマス、敬老会など四季にあわせた行事を催します。ご家族の方々にはその都度ご連絡いたしますので、お気軽にご参加下さい。また、行事等によっては別途参加費等がかかる場合があります。

④ その他のサービスについて

介護保険の適用を受けられないサービス等については、原則としてお受けできません。

⑤ 利用料金の支払いについて

事業者は、当月の利用料金の合計請求書に明細を付して、翌月10日以降に入居者に通知します。利用料は利用者指定の金融機関口座からの自動引落をお勧めしています。その場合、請求当月27日（金融機関が休日の場合は翌営業日）の自動引落となります。自動引落によらない場合は、下記<お支払方法>によりお支払いいただきます。

<お支払方法>

① 当事業所の下記指定口座へのお振込み

（振込手数料は、利用者負担とします）

銀行名 三菱UFJ銀行 五香支店

口座番号 普通 0484196

口座名義 社会福祉法人 白寿会

理事 川名美枝子

② 上記の方法によることができない場合

ご相談させていただきます。

1 0. 代理人

契約締結にあたり、代理人を指名し契約書に署名捺印をお願いいたします。

1 1. 苦情の受付について

- ① 当施設における苦情受付窓口、第三者委員
当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。
 - ・ 苦情受付窓口（担当者）： 担当相談員
 - 受付時間 8：30～17：30
 - 電話番号 047-712-1165
 - ・ 第三者委員 湯浅隆雄（町会長）、堀田重信（地域有識者）
- ② 行政機関等
 - ・ 千葉県国民健康保険団体連合会 苦情処理窓口
 - 電話番号 047-254-7428
 - ・ 松戸市 介護保険課
 - 電話番号 047-366-7370
 - ・ 松戸市東部地域包括支援センター
 - 電話番号 047-330-8866

1 2. 事故発生時の対応

事故発生には最善を尽くしますが、万が一、事故が発生した場合には以下の点に留意して対応させていただきます。

- ① 事故が発生した場合、あらかじめお知らせいただいている「緊急連絡先」へ速やかに連絡します。また、必要に応じて行政等への関係機関にも連絡します。
- ② 事故を調査した結果に基づいて、ご家族等はその発生状況やその後の対応について事実を十分に説明します。
- ③ 事故後の対応は、利用者本人やご家族等へ、誠意ある態度で対応させていただきます。
- ④ 利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし、利用者に重大な過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除され、または、損害額を減額されることがあります。

1 3. 急変時の対応について

- ① サービスご利用中に利用者が急変された場合は、予め頂いている「緊急時連絡表」の連絡先へ連絡するとともに、主治医に連絡をとる等必要な措置を講じます。
- ② 受け入れ病院は、利用者の主治医が所属する医療機関または当施設の協力医療機関となるよう救急隊員に依頼しますが、その他の医療機関への搬送や、夜間、休日は救急指定病院への搬送となることがあります。
- ③ 救急搬送の際は可能な限り事前にご家族へ連絡致しますが、状況により事後となる場合もあります。
- ④ 利用者の状態によっては搬送先機関での緊急入院もあり得ますことをご理解下さい。
- ⑤ 緊急入院時でご家族との連絡がとれない場合に、受入医療機関の状況や定めにより差額ベッド代の利用や有償の付添人の依頼を行うことがあり得ますのでご了承下さい。その際の費用は利用者の負担となります。

1 4. 身体拘束について

- ① 施設サービスの提供にあたっては、利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- ② 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、利用者またはその後家族へ対して事前に口頭および文書による説明を行い、併せて文書による同意を得ます。
- ③ 施設長を長とする身体拘束廃止委員会を随時開催し、緊急やむを得ず行う身体拘束について判断を行うとともに、常にその解消のため検討に努めます。

1 5. 高齢者虐待防止について

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生・再発を防止する委員会を開催いたします。

- ② 虐待が起こらないよう事前の措置として、高齢者虐待防止に関する指針を定め、職員の虐待防止意識の向上のため研修を開催し、虐待のない施設環境づくりを目指します。
- ③ 利用者の支援の場に虐待および虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは指導することといたします。また、利用者の虐待の疑いのある事案や支援等に問題がある場合は、市町村への報告を行い、虐待防止の対応・対策を講じ、再発防止に努めます。

1 6. 利用中の医療行為等について

- ① 当施設では、看護師が健康管理のお手伝いをしていますが、サービスご利用期間中は利用者の主治医の診断による治療方針と方法が継続されます。
- ② 当施設では服薬等、必要に応じて施設で可能な医療的行為を実施しますが、医療の内容によってはサービスをご利用いただけない場合があります。
- ③ サービス利用中に行った処置等にもともなう持ち込み以外の薬品や消耗品（ガーゼ等）は、利用者の負担として当施設よりサービス利用料にあわせて請求させていただきます。
- ④ 利用当日の体調（発熱・風邪等）によっては、利用を見合わせていただくことがあります。

1 7. 受診の依頼について

- ① サービスご利用中に、ご契約時またはご利用開始時と著しく異なる心身の状況が認められた場合や、他の利用者への影響が懸念される症状が認められた場合には、看護師または介護職員の判断により医療機関での受診をお願いする場合があります。
- ② 受診のための送迎・付添いは原則としてご家族にて対応となります。
- ③ 利用者の状態により必要に応じて当施設の福祉車両で病院までお送りする場合もありますが、その際は、短期入所生活介護送迎料金に準じて有償とさせていただきます。
- ④ 定期的な受診がサービスご利用中に予定されている場合は、ご家族により受診していただきます。

1 8. 感染症対策

感染発生時においても事業継続計画書に基づいて必要な介護サービスが継続的に提供できるように行ってまいります。

- 2 感染症の発生、まん延しないように必要な措置を講ずるように努めます。
- ③ 感染症発生及びまん延防止に関する指針の策定、委員会を開催し、研修や訓練の実施を行ってまいります。
- 3 感染発生時においても事業継続計画書に基づいて必要な介護サービスが継続的に提供できるように行ってまいります。
- 4 万が一、館内で感染症が発生した場合は、速やかにご家族に連絡し、ご利用の有無を確認させていただきます。拡大状況によっては予約の取り消しをさせていただきます。

1 9. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

(1) 面会について

面会については次のことをご了承下さい。

- 1 面会の際には面会簿にお名前、続柄をご記入下さい。
- 2 面会時間は ぎましたら午前10時から午後5時までをお願いいたします。
- 3 利用者の中には飲み込みの悪い方、食物の量のコントロールできない方、腐敗の判断ができない方、医師から食事に対して注意を受けている方もおられますので以下のことについては特に注意して下さい。

- ・食物の手土産は少量にてお願いいたします。
- ・生ものは1回で食べきれだけの量にてお願いいたします。
- ・他の利用者への差し入れはご遠慮下さい。

- ④ ご家族の方々の職員に対する心遣いは固くご辞退いたします。

- ⑤ 面会に来られた際、入口のある手指消毒器にて、手指の消毒をお願いいたします。施設内等での感染予防のためご協力のほどよろしくお願いいたします。

(2) 外出

ご家族が外出を希望される場合は、ご本人の体調が良ければ必要な時に自由にさせていただいて結構です。なお、所定の外出届に必要事項をご記入の上、提出して下さい。

(3) 居室・設備・器具の利用

施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従いご利用下さい。不適切なご利用により破損等が生じた場合賠償していただくことがございます。

(4) 喫煙・飲酒

火災予防のため喫煙される方は所定の喫煙場所をお願いします。ライターは当施設にてご用意いたしますのでお持ちにならないで下さい。飲酒は、ご希望により主治医・家族の方との相談の上、夕食時に付けさせていただきます。

(5) 宗教活動・政治活動・迷惑行為等

施設内の他の入居者に対する宗教活動及び政治活動はお断りいたします。騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないで下さい。施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。

(6) 貴重品・現金等について

貴重品の持ち込みはご遠慮願います。原則として現金のお預かりはできません。独居生活の方等やむを得ない場合はこの限りではありません。

(7) 運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に

資する重要事項については閲覧可能なファイルにて事務所に備え置く事に加え、

ホームページなどのインターネット上で情報の閲覧が完結するように掲載・公表いたします。